

令和5年度「Wellnestyle NAGOYA（ウェルネスタイルナゴヤ）プロモーション業務委託に係る企画提案に対する質問票への回答

	質問項目 (書類名称・ページ・項目など)	質問内容 ※質問票の原文のまま掲載しております	質問に対する回答
1	仕様書 5. 業務委託概要	<p>ウェルネスリズムに精通する有識者監修のもと」とありますが、公募業者で有識者を立てることが必須でしょうか。</p> <p>また、初回（今年度）の時の有識者と替わってしまってもよいのでしょうか。</p>	<p>①有識者の監修についても提案内容の一部となりますので受託事業者が有識者をご提案頂くことが必須となります。</p> <p>②令和4年度事業監修の有識者と別の有識者が監修することは問題ありません。</p>
2	仕様書 6. 業務委託内容	<p>「(3) イ 観光・宿泊関連事業者が・・・取り組める仕組みを構築し、支援する」とありますが、どこまで具体的にすることが必須でしょうか。</p> <p>業者決定から貴財団とともに具体的な段取りをするのか、プレゼンの時点で特定会社に段取りの根回しまで完了していることが必須でしょうか。</p>	<p>事業提案時には本事業の受託事業者として取り組むための仕組みの構築と支援方法をできる限り具体的にご提案願います。事業委託後、受託事業者と話し合いをしながら、具体的な事業を進めますが、事業提案時には少なくとも連携事業者へ内諾を取って頂くことが望ましいです。</p>
3	仕様書 6. 業務委託内容	<p>「(3) ウ ブランドを活用した商品については・・・実施できる仕組みを構築する」とありますが、どこまで具体的にすることが必須でしょうか。</p> <p>業者決定から貴財団とともに具体的な段取りをするのか、プレゼンの時点で特定会社に段取りの根回しまで完了していることが必須でしょうか。？</p>	<p>事業提案時には本事業の受託事業者として取り組むための仕組みの構築と支援方法をできる限り具体的にご提案願います。事業委託後、受託事業者と話し合いをしながら、具体的な事業を進めますが、事業提案時には少なくとも連携事業者へ内諾を取って頂くことが望ましいです。</p>